

# 2018年春の栃木県農作業安全確認運動実施要領

## 1 目的

農作業の安全確保は農業経営の基本であるが、本県では農作業による死亡事故が毎年発生し、過去10年間に72名もの尊い命が失われている状況にある。死亡事故原因別では、全体の約1/3が乗用型トラクターによるもので、年齢別では約8割が65歳以上の高齢農業者である。

また、近年は歩行型トラクター（耕うん機）による死亡事故が発生している。

このため、田植え等の農繁期を迎えるにあたり、乗用型トラクターとともに歩行型トラクター（耕うん機）による事故防止に重点をおき、高齢農業者の事故防止と、万一の事故に備えた労災保険の加入促進を図るため、春の農作業安全確認運動を実施する。

## 2 運動期間

平成30年4月1日（日）から6月30日（土）までの3か月間

## 3 推進事項

### (1) 乗用型トラクターによる事故防止

ア 安全キャブ・フレームのある機種の使用及びシートベルトとヘルメットの着用

イ 作業を終了しほ場を出る際は、昇降路の手前での一旦停止、ブレーキの連結ロック

ウ 日没前の作業終了と、一般道走行に備え反射材の装着、点検

### (2) 歩行型トラクター（耕うん機）による事故防止

ア バック時には、必ず振り返って後方と足元の安全確認

### (3) 高齢農業者の事故防止

ア 複数人での作業を心がけ、一人で作業を行う場合は携帯電話を所持

イ こまめな休憩など、余裕を持った作業

ウ 講習会で知識・技術を習得（特に、新たに機械を導入した場合）

### (4) 熱中症予防

ア こまめな休憩、水分補給

イ 帽子や機能性の高い作業ウェアなど熱中症予防グッズの活用

### (5) 安全意識の向上

ア 作業員への、家族や仲間からの「声かけ」（注意喚起）実施

イ 事故に備えた服装での作業（ヘルメット、安全靴等）

### (6) 万一の事故に備えた労災保険の加入促進

## 4 推進方法

### (1) 農作業安全講習会等の実施

栃木県農作業安全対策推進協議会<sup>注1</sup>等と連携し、農作業安全講習会等を実施する。

### (2) 話題提供やチラシ等による啓発

農業者が集まるあらゆる機会をとらえ、農作業安全の話題提供やチラシ<sup>注2</sup>の配布、農作業安全「リスクカルテ」の活用等により、安全意識の向上を図る。

### (3) GAP（農業生産工程管理）の周知

GAPの周知を通じて農作業安全対策の推進を図る。

### (4) ステッカー<sup>注3</sup>による注意喚起

農業者に日常から農作業事故防止の重要性を意識してもらうため、トラクター等に貼付できるステッカーを配布する。

### (5) ホームページやマスメディアを活用した啓発

県ホームページや広報番組等により、農作業安全対策について啓発を図る。

注1 構成員は、栃木県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会栃木県本部、全国共済農業協同組合連合会栃木県本部、栃木県農業共済組合、栃木県農業機械商業協同組合、栃木県農業機械士会、栃木県

注2 チラシ等は、県ホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/nousagyouanzen.html>）からダウンロードして御活用願います。

注3 農林水産省作成の「農作業安全ステッカー」を配布